

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

		改 正 案				現 行	
別表第一	(略)	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）	(略)	別表第一	(略)	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）	(略)
	(略)	金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第 号）	第十六条第一項、第三十四条の六第一項、第三十四条の八第一項、第七十八条、第八十条、第八十二条第三項及び第二百二十九条 第八条第五項、第九条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第十条第二項及び第十五条第三項（第八号に係る部分に限る。）		(略)	(略)	第十六条第一項、第三十四条の六第一項、第三十四条の八第一項、第七十五条及び第九十条の十五
別表第二	(略)	(略)	(略)	別表第二	(略)	(略)	(略)

別表第三	(略)	金融先物取引法	(略)	(略)	第七十八條及び第二百二十九條	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三	(略)	金融先物取引法	(略)	(略)	第七十五條及び第九十條の十五	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第四	(略)	金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令	(略)	(略)	第八條第五項、第九條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第十五條第三項（第八号に係る部分に限る。）	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三	(略)	金融先物取引法	(略)	(略)	第三十四條の五第一項、第三十四條の八第一項、第七十八條、第八十條、第八十二條第三項及び第二百二十九條	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三	(略)	金融先物取引法	(略)	(略)	第三十四條の五第一項、第三十四條の八第一項、第七十五條及び第九十條の十五	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第四	(略)	金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令	(略)	(略)	第八條第五項、第九條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第十五條第三項（第八号に係る部分に限る。）	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	金融先物取引法	(略)
(略)	第三十四条の六第二項（第三十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第八十二条第三項	(略)

(略)	金融先物取引法	(略)
(略)	第三十四条の六第二項（第三十四条の八第二項において準用する場合を含む。）	(略)